

佐賀県高等学校等修学等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第一号

佐賀県高等学校等修学等支援基金条例の一部を改正する条例

佐賀県高等学校等修学等支援基金条例（平成二十一年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県高等学校等修学等支援基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>1 附 則 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十七年六月三十日限り、その効力を失う。</p>	<p>1 附 則 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。</p>